

預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書 収 加

私が支払うべき料金を預金口座振替によって、代金回収受託会社「みずほファクター株式会社」を通じて支払うことにしたいので、下記の預金口座振替規定を承認のうえ依頼します。(自動払込みの場合を除く)

代金回収受託会社 **みずほファクター株式会社** (旧 富士銀ファクター)

申込日 年 月 日

金融機関(除くゆうちょ銀行)	(フリガナ) 預金者名	法人名義の場合は、肩書き及び代表者名までご記入下さい。						金融機関お届出印
	口座 金融機関名	銀行 信用組合 労働金庫	信用金庫 農協	金融機関コード	預金種目 (どちらか一方を○印)	口座番号 (数字のみで右づめでご記入下さい)		
	振替日	支店 出張所		店番号	1. 普通 (総合口座) 2. 当座			
	26日 (金融機関休業日の場合は翌営業日)							

ゆうちょ銀行(郵便局)	種目コード	1 6 6	契約種別コード	3 0	記号(6桁目がある場合は※欄にご記入下さい)	1 0 ※	番号(右づめでご記入下さい)	
	(フリガナ) 通帳名義人				ゆうちょ銀行 へのお届出印	払込先口座番号 00130-1-14403		
					払込先加入者名 みずほファクター株式会社			
	払込日		26日 (金融機関休業日の場合は翌営業日)					

—— 預金口座振替規定 —— (この払込先口座番号へのゆうちょ銀行(ゆうちょ銀行を除く) (窓口での直接払込はできません。))

- 銀行(金庫・組合)に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引落しのうえ支払って下さい。この場合、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出しはしません。
- 振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。)をこえるときは、私に通知することなく、請求書を返却してもさしつかえありません。
- この契約を解約するときは、私から銀行(金庫・組合)に書面により届出ます。なお、この届出がないまま長期間にわたり会社から請求がない等相当の事由があるときは、とくに申出をしない限り、銀行(金庫・組合)はこの契約が終了したものとして取扱ってさしつかえありません。
- この預金口座振替についてかりに紛議が生じて、銀行(金庫・組合)の責めによる場合を除き、銀行(金庫・組合)には迷惑をかけません。
(ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。)

(不備返送先) みずほファクター株式会社 決済事業本部
〒165-8694 日本郵便 中野北郵便局 私書箱25号
TEL. 03-6688-3274 (株式会社キュービタス内)

金融機関 使用欄	(不備返却事由)	
	1. 預金取引なし	3. 印鑑相違
	2. 記載事項等相違 (店名、預金種目、 口座番号、口座名義)	4. その他 ()
(備考)		

検印
印鑑照合
受付印

※この用紙では、金融機関窓口での提出はできません。

(委託者使用欄)

委託者名	委託者コード	事業所番号
公益財団法人大田区産業振興協会	004545	

事業所名 または 会員氏名	
住所	〒 TEL

①金融機関提出用